豊島区 TOSHIMA CITY

資料1－(1)

令和8年11月11日 区長記者会見 事業概要
【環境保全課 環境美化グループ】

事業名	路上喫煙及びポイ捨ての抑制

ここがポイント	「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」を改正し、路上喫煙およびポイ捨て等に対し、新たに過料制度を導入することで、安全で快適な都市空間の確保と環境美化を推進する

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- インバウンドや国内観光客の増加に伴い、近年、路上喫煙やポイ捨てごみの散乱が、社会問題化している。違反に対しては、巡回パトロールによる指導・啓発を行ってきたが、路上喫煙やポイ捨てに関する苦情等は、直近5年間で約 1.4 倍に増加している。
- 安全で快適な都市空間の確保と環境美化を推進するため、「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」を改正し、路上喫煙およびポイ捨て等に対し、新たに過料制度を導入する。12月にパブリックコメントを実施の上、令和9年第1回区議会定例会に改正する条例案を上程し、令和9年4月1日からの施行を目指す。
- 喫煙所の整備は、路上喫煙・ポイ捨て対策に効果があることから、苦情が多く寄せられている大塚駅南口（豊島区南大塚2丁目45番）に喫煙所を設置し、10月30日より供用を開始。今後、民間事業者との連携や助成制度の拡充を通じて、喫煙所の確保を進めていく。

2. 目的

- 喫煙マナーと喫煙所の整備で、喫煙者も非喫煙者も快適に過ごせるまちの実現を目指す

3. 内容

- 安全で快適な都市空間の確保と環境美化を推進するため、「豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」を改正するためのパブリックコメントを実施し、令和9年第1回区議会定例会に条例改正案を上程する。

(1)主な内容

	現行	改正案
路上喫煙	・火のついたたばこの喫煙を禁止 ・罰則なし	・禁止事項に加熱式たばこを追加 ・2万円以下の過料（重点区域　池袋、大塚エリア）
ポイ捨て	・空き缶やたばこの吸い殻等、散乱性の高いごみのポイ捨てを禁止 ・2万円以下の罰金	・禁止事項にスーツケース等を追加 ・2万円以下の過料（重点区域　池袋、大塚エリア）

(2)施行日：令和9年4月1日、過料の適用日：令和9年7月1日

4. 今後のスケジュール

- 令和8年12月1日～28日　パブリックコメント
- 令和9年2月　第1回区議会定例会に条例改正案を上程
- 令和9年4月1日　条例公布・施行、周知
- 令和9年7月1日　過料の適用開始